

令和5年新入学(園)児童・園児の交通事故防止運動実施要綱

1 目的

本運動は、新入学(園)期において、家庭、学校、地域が一体となり、交通安全教育等を推進することにより、新入学(園)児童・園児の交通事故防止を図ることを目的に実施する。

2 期間

令和5年4月6日(木)から4月12日(水)までの7日間

3 運動のローガン

あぶないよ いそぐきもちに しんこきゅう

〔年間ローガン
わたります 止まるやさしさ ありがとう〕

4 運動の重点

- (1) 新入学(園)児童・園児の交通事故防止
- (2) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (3) 道路横断中の交通事故防止

5 主唱

福島県、福島県交通対策協議会

6 推進機関・団体

福島県交通対策協議会構成機関・団体

地方交通対策協議会構成機関・団体

市町村

市町村交通対策協議会構成機関・団体

7 運動の重点に関する主な推進項目

別紙のとおり

8 運動の進め方

- (1) 各推進機関・団体は、運動初日の4月6日(木)を県下一斉広報強化日とし、イベント等の行事の開催、広報紙(誌)や広報車、SNS等の各種広報媒体を積極的に活用するなど、広く県民に対しこの運動の周知徹底に努めることにより交通事故防止を図る。
- (2) 本運動の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の状況や、これに伴う県民の交通行動の変化等を注視しつつ、地域の実情に応じて展開するものとする。

9 実施計画・実施結果の報告

団体区分	実施計画 報告様式	計画報告宛先 ・報告期限	実施結果 報告様式	結果報告宛先 ・報告期限
県交通対策協議会委員	第1号	県生活交通課 3月17日(金)	第2号	県生活交通課 4月26日(水)
各市町村交通対策協議 会(各市町村)	第3号	各地方振興局 3月10日(金)	第4号	各地方振興局 4月19日(水)
各地方交通対策協議会 (各地方振興局)	第1号(自協 議会の計画) 第5号(管内 市町村報告取 りまとめ)	県生活交通課 3月17日(金)	第2号(自協 議会の結果) 第6号(管内 市町村報告取 りまとめ)	県生活交通課 4月26日(水)

運動の重点に関する主な推進項目

運動の重点1	新入学(園)児童・園児の交通事故防止
内 容	<p>(1) 新入学(園)児童・園児とその家族の交通安全意識の高揚を図り、交通事故に遭わない行動を身につけさせましょう。</p> <p>(2) 新入学(園)児童・園児に対する交通安全教育を推進するとともに、児童・園児をみんなで交通事故から守り保護するという思いやりの気運を高めましょう。</p>
家庭では	<p>(1) 子供と一緒に通学路を歩き、道路の安全な歩き方・横断の仕方、信号機の見方などを教えましょう。</p> <p>(2) 子供に自転車利用時の交通ルールや交通マナー、乗車用ヘルメットの着用、夕暮れ時の早めのライト点灯等を教えるとともに、夜光反射材の装着、点検整備等を行い、安全な自転車利用を教えましょう。</p> <p style="padding-left: 2em;">また、子供が利用する自転車については保険等の加入状況を確認しましょう。</p> <p>(3) 保護者は、道路などで幼児・児童を遊ばせたり、幼児を独り歩きさせたりすることのないよう、十分注意しましょう。</p>
学校等では	<p>(1) 通学・通園時間帯に、通学路等で交通安全指導や保護誘導活動を行いましょう。</p> <p>(2) 関係機関・団体等と連携した交通安全教室などを開催し、正しい交通ルールや交通マナーを学習させるとともに、子供が自ら考えて安全に行動できるよう指導しましょう。</p> <p style="padding-left: 2em;">また、車道への急な飛び出しや車両の直前直後の横断の危険性など、子供の行動特性を考慮した実践的な指導を行いましょう。</p> <p>(3) 保護者の交通安全に対する理解と意識を高めるため、子供の行動特性や交通事故の発生状況などについて、学校通信等を活用し積極的に情報発信しましょう。</p> <p>(4) 通学路点検等の結果に基づき、交通危険箇所の周知、交通安全施設の整備要請など、通学路の安全確保に努めましょう。</p>
地域では	<p>(1) 道路で遊ぶなど、危険な行動をとる子供を見かけた場合は注意し、正しい交通ルールを教えるとともに、大人が自ら子供の手本となるような行動をとりましょう。</p> <p>(2) 交通ボランティア等と連携し、通学・通園時間帯の交通安全指導や保護誘導活動を、積極的に行いましょう。</p>
職場では	朝礼や打合せ等で、通学に不慣れな新入学児童がいることを周知し、通

	学路や学校の周辺では、思いやりの気持ちを持ち、スピードを落として安全に走行するとともに、交通事故を誘発する違法・迷惑駐車をしないよう指導しましょう。
運転者は	通学に不慣れな新入学児童がいることを認識し、通学路や学校の周辺などを通行する場合は急な飛び出しなどを想定し、思いやりの気持ちを持ち、スピードを落として安全運転に努めましょう。

運動の重点2	全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
内 容	新入学(園)児童・園児をはじめとする全ての自動車利用者に、全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底を図り、交通事故発生時の被害の防止・軽減を図りましょう。
家庭では	<ul style="list-style-type: none"> (1) 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用義務があることを意識し、着用を徹底しましょう。 (2) シートベルトとチャイルドシートの着用の必要性・効果について話し合いシートベルトの着用を習慣付けましょう。 (3) チャイルドシートの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付方法及びハーネス（肩ベルト）の締付けなど、正しい使用方法について確認し実践しましょう。
学校等では	<ul style="list-style-type: none"> (1) シートベルトとチャイルドシート着用の必要性・効果について説明し、後部座席を含めた全ての座席で正しく着用するよう指導しましょう。 (2) 保護者に対し、シートベルトとチャイルドシートの着用の必要性・効果について理解を促し、正しく着用をするよう周知しましょう。 (3) 学校(園)の行事等で幼児や児童生徒を乗車させる時は、シートベルトを正しく着用させましょう。
地域では	<ul style="list-style-type: none"> (1) 各種行事や会合、家庭向けの広報媒体（回覧板、チラシ等）を活用し、シートベルトとチャイルドシート着用の必要性・効果について啓発し、全ての座席における着用義務の周知に努めるとともに、地域全体で着用徹底の気運を高めましょう。 (2) 保育所や幼稚園、産院等の関係者と連携し、子供と保護者が一緒に学ぶ交通安全教室を開催するなどして、チャイルドシート本体の確実な取付方法及びハーネス（肩ベルト）の締付けなど、正しい使用方法が周知されるよう働きかけましょう。 (3) タクシーや観光バス等を利用する場合についてもシートベルトを着用

	しましょう。
職場では	<p>(1) 朝礼や打合せ等で、シートベルトとチャイルドシート着用の必要性・効果について周知し、後部座席を含めた全ての座席で正しい着用の徹底を指導しましょう。</p> <p>(2) 通勤・退勤時等にシートベルト着用状況の点検を行うなどして、正しい着用を徹底しましょう。</p>
運転者は	<p>(1) 自らシートベルトを正しく着用するとともに、後部座席を含めた同乗者全員に、シートベルトとチャイルドシートを正しく着用させましょう。</p> <p>(2) 発車の際は、後部座席を含めた同乗者全員がシートベルトやチャイルドシートを着用したことを確認してから発進しましょう。</p> <p>(3) タクシーや観光バス等の運転者は、出発前にシートベルトの着用を乗客に呼び掛けましょう。</p>

運動の重点3	道路横断中の交通事故防止
内 容	横断歩道等を横断しようとする新入学(園)児童・園児をはじめ、歩行者を見かけたら、歩行者等の通行を妨げないようにするなど、交通ルールを守り、道路横断中の交通事故を防ぎましょう。
家庭では	<p>(1) 保護者は子供に対し、道路を横断する際は無理な横断をしないこと、近くに横断歩道がある場合は、必ず横断歩道を渡ること、手をあげるなどして運転者に横断する意思を明確に伝えることを教えましょう。</p> <p>(2) 保護者は子供に対し、暗くなる前に帰宅するよう教えましょう。 子供が、夕暮れ時や夜間に外出する必要がある場合は、運転者から発見されやすいように、明るい目立つ色の服装をさせ、衣服や持ち物などには夜光反射材を着用させましょう。</p>
学校等では	<p>(1) 新入学(園)児童・園児等に対して、正しい道路の横断等の交通ルールを指導し、通学・通園時などの交通事故を防止しましょう。</p> <p>(2) 新入学(園)児童・園児等に対して、信号機が青の場合でも、横断歩道を渡っている場合でも、通行する車両の有無など、必ず周囲の安全確認を行って、手をあげて横断することを指導しましょう。 特に、信号機のない道路を横断する際は、周囲の安全を十分に確認するよう指導しましょう。</p>
地域では	各種行事や会合、家庭向けの広報媒体(回覧板、チラシ等)を活用す

	<p>るなど、あらゆる機会を通じて、歩行者保護の徹底、ゆずりあい運転を浸透させ、住民の交通安全意識の高揚を図ることにより、新入学（園）児童・園児を地域全体で交通事故から守りましょう。</p>
職場では	<p>(1) 朝礼や打合せ等で、横断歩道の付近で新入学（園）児童・園児をはじめとする歩行者を見かけたら速度を落とし、また、横断歩道を渡ろうとする歩行者がいれば、その通行を妨げないよう一時停止するなど、交通ルールの遵守、歩行者の保護について指導しましょう。</p> <p>(2) 徒歩や自転車で通勤する職員に対し、子供の手本となるよう、道路を横断する際は横断歩道を渡るなど、正しい横断をするとともに、夕暮れ時や夜間に外出する際は、目立つ色の服装や、衣服・履物・手荷物等への夜光反射材の装着を促し、その効果についても周知しましょう。</p>
運転者は	<p>(1) 横断歩道の付近で新入学（園）児童・園児をはじめとする歩行者を見かけたら速度を落とし、また、横断歩道を渡ろうとする歩行者がいれば、その通行を妨げないよう一時停止するなど、交通ルールを守り、歩行者の保護に努めましょう。</p> <p>(2) 夕暮れ時や夜間は、歩行者等を早めに発見するため、控えめな速度、早めのライト点灯やこまめな上下切り替えを心掛け、歩行者等被害の事故を防ぎましょう。</p>

<p>関係機関・団体は</p>	<p>○県・市町村（交通対策協議会）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関・団体に対する運動の周知徹底及び街頭啓発活動等の実施 2 県民、地域住民に対する広報活動（SNS、広報車、広報紙、防災無線等）の実施 3 参加・体験・実践型交通安全教育の推進 <p>○教育委員会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各学校に対する運動の周知徹底及び広報活動の実施 2 各種教材を活用した交通安全教育の促進 3 P T A等関係機関・団体に対する協力要請 <p>○警 察</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交通指導取締り 2 交通事故情報等の提供 <p>○道路管理者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交通安全施設の点検 2 各種装置による道路情報等の提供 <p>○交通安全協会など県交通対策協議会構成団体</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 広報・街頭啓発活動等の実施及び参加協力 2 会員・所属職員に対する運動の周知徹底
-----------------	---